

特116

737

大江文城謹撰

教育勅語正義

若林春和堂發行

(以印刷代筆記)



始



持116
737

教育勅語正義

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ
智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ
如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民
ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ
中外ニ施シテ恃ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ
咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

教育勅語正義目次

第一課	道德の意義……………	一
第二課	教育勅語宣布の由來……………	六
第三課	勅語の第一段……………	二
第四課	勅語の第二段……………	六
第五課	勅語の第三段……………	三

教育勅語正義

大江文城謹撰

第一課 道德の意義

人的生活の共同

人の此世に在るや、孤獨の生活をなすにはあらずして、家族の一人なり、社會の一員なり、國家の一民なり。故に吾人は、家族に従屬し、此に生活を遂ぐることを得るなり。吾人は、常に家族に従屬するのみならず、更にまた社會國家に従屬してこそ有無相通じ、長短相補ひ、共同の機關を設け、共同の事業を營みて、以つて安全幸福を得るなれ。吾人が衣食住を始めとし、言語思想學術産業衛生經濟に

共同團體
に對する
責任

至るまで、一として其力によらざるなし。殊に國家は、緻密なる組織を有し、完全なる統一あるものなれば、個人の獨立も、一家の幸福も、社會の發達も、皆其基礎を此に置かざるはなし。此に於いて吾人は、身を立て家を興し、進みては社會の發達、國家の繁榮を圖るべき責任あることを感ぜざるべからず。

過去と未
來に對す
る責任

家族社會國家は、皆吾人に先立ちて存在し、また吾人に後れて其生命を存續するものなれば、吾人は此等團體の現在に對して盡すべき責任あるのみならず、過去悠久の歴史を繼承して、之を未來永遠に傳ふべき重大なる責任あることを知らざるべからず。これ古人が、任の重く途の遠きを嘆じて、奮勵努力せし所以なり。

道德

吾人は、已に家族社會國家に對する責任の彼が如きあり、また悠久の過去と永遠の未來とに對する責任の此の如きあり。吾人が、自ら其責任を感じて、之が爲めに奮勵努力するは、人の人たる所以の道なり。故に人は先づ自ら其身體を強健にし、其智識を啓發し、其徳器を涵養して、自ら其獨立を計り品位を高め、進みては、よく大局に眼を注ぎ、永遠の後を考へ、毅然として其責任のある所を果さざるべからず。

凡そ人は、皆責任の感なきものはあらざるべし。或は一家に對し、或は他人に對し、或は社會國家に對し、將また自己の一身に對し、職業任務に對して、常に何等かの責任を感ずるものあるべし。かゝる責任を感ずるは、これ「人

人生の至情

生の至情にして、人の禽獸と異りて尊むべき所以なり。此至情の及ぶ範圍の廣狹は、其人の修養の深淺に比例するものなり。故に吾人は克己の工夫を積み、學問の修養を重ねて、其智を開き、其徳を磨きて、怠ることあるべからず。

古來偉人と尊ばれ君子と崇めらるゝものは、これ其修養の至れるものゝ稱なり。此の如きものは、其責任を感ずるや常人に比して甚だ大にして切なるものあるなり。故に社會國家の得失を見て冷然たること能はざるのみならず、之が過去及び未來に對して、幾多の憂慮なきこと能はざるなり。思ふに偉人君子は、其心渾然として社會國家と同化し、之をもて直に「大なる我」悠久なる我と感じ、

偉人君子の信念

精神不滅

或は之が進歩幸福を計らんが爲めに、或はこれを苦境より救ひ出さんが爲めに、自ら己が名譽財産をも抛ち、己が妻子眷族をも顧みず、一身を献ずることをさへ辭せずして、崇高なる理想の下に、無上の悦樂を感じ、之が爲めに奮勵努力せんとするものなり。故に其の功績の及ぶ處、廣くして大に、爲に社會の進歩を加へ、國家の幸福を増すと些少にあらざるべし。それかくの如し、故に之が雄大なる活動の痕迹は、此大なる我「悠久なる我」に留まりて、長へに後人が讚美賞嘆に値するものあらんとす。嗚呼少にしては、身の爲めに奮勵努力し、長じては、家の爲めに奮勵努力し、大にしては、社會國家の爲めに奮勵努力す、人生の能事は、此に畢れりといふべし。乃ち知る、道德は不朽

の事業にして、人は道德によりて永遠に生存し、精神は萬代不滅なることを。

問題一、個人と家族社會國家との關係は如何。

二、道德實現の場所は如何。又無人島に孤獨の生活を營めるものありとすれば、其人には道ありや。

三、社會國家の生命ある團體なることを述べて、道德上所謂精神不滅の意義を説け。

第二課 教育勅語宣布の由來

人の此世に在るや、一刻と雖も其責任を免るゝ時なし。一擧手一投足、悉く道德の問題にあらざるはなし。吾人

實踐道德

維新以前の 混亂

が行ふ所、正にして是なれば、之を善といふべく、邪にして非なれば、之を惡といふべし。されども正邪是非を決定すべき實踐道德上の標準は、各國の間に、或は著しき相違なくんば、あらず、これ我が國に於いて、教育勅語の宣布を見るに至れる所以なり。勅語は、今上天皇陛下が國民思想界の混亂を憂ひて、我が國道德の由來と大綱とを示したまへる不磨の大典なり。

顧みるに、我が維新以前は、國の四方を鎖して孤立しければ、世界の趨勢に伴はず、加之國內は、分裂して民心は統一を缺きたりければ、偶ま歐米の艦船來航するに當りて、民心の騷擾殆んど其極に達し、一步其機を過たば、國を擧げて焦土と化せしめしやも亦知るべからざりしなり。

王政復古
海内統一

幸に幕府は大政を奉還し、王政復古して、海内一に歸すること得たりしは、立國體制の當然なりと雖も、抑も陛下が靈德によるにあらざれば、焉くんぞ此の如きを得んや。かくて國家は、危くも其覆滅を免れたりしなり。

陛下の宸
勞

されども國內は、封建の餘弊をうけて民力消耗し、思想は動もすれば、頑固にして、事理に暗く、陛下は、爲めに痛く宸襟を勞したまひ、明治元年三月十四日には、親しく紫宸殿に臨み、天神地祇を祀りて五事を誓ひ、以つて國是を定め、萬民保全の道を立てさせたまへり。所謂「五事御誓文」これなり。萬機公論に決し、門閥階級の制を破り、萬民は廣く知識を世界に求め、心を一にして大に皇基を振起すべきことを宣言したまひしなり。又同日公卿

維新後
思想界の
混亂

諸侯を召して、縷々訓言を垂れさせたまへり。此に於いて、明治大政の基礎は、やゝ定めりといふべし。

かくて、社會及び政事百般の改革は行はれ、殊に教育制度を立て、學問の普及は圖られたり。しかし外國通交の道も稍開けつるにつれて、彼の文化に驚ける國民は、文明開化の名の下に、在來の事物は之を顧みずして、一切他に盲從せんとし、甚しき極端の言行あるに至れり。然るに之に反するものは、國粹保存の名の下に、舊習を固執して、改新の説に耳を傾けず、爲めに國民思想界は、甚しく混亂し、學校德育の方針も、更に一定する所なく、國家は精神上著しく不安の狀に陥れり。此に陛下は、またもや痛く宸襟を勞したまひ、明治二十三年十月三十日、時の總

教育勅語
宣布

理大臣山縣有朋文部大臣芳川顯正を召して、畏くも教育に關する勅語を下し、以つて我が國道德の淵源を明にし、國民德育の大綱を示したまへり。此に國民は、宿睡の頓に覺めたるが如く、始めて歸嚮する所をしり、國家は漸く安泰の地に立ち、國民は治く太平の恩澤に浴することを得るに至れり。

今や前後兩度の戰役により、皇威は海外に輝き、列國は齊しく我が國體の尊嚴を仰ぎ、教育の淵源を欽するに至れり、豈また喜ぶべきの至りにあらずや。

問題一、實踐道德上の標準が、萬國共通にあらざる所以を論せよ。

二、維新前後、我が思想界は、何故に混亂せしか、

三、先年、英國に於ける菊池博士の「日本の教育」てふ演説が、如何に

彼國民に感動を與へしかを記憶せるか。又歐米諸國が、我が教育に如何に注意せるかを知れるか。

第三課 勅語の第一段

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス
謹みて按ずるに、右は 勅語の第一段にして、陛下は、遠く歴史に遡らせたまひ、我が國は他邦と異り 皇祖 皇宗の國を立て業を創めたまへるは、覺に上世の事にし

勅語第一
段の大意

て、規模頗る壯んに、徳を立て民を愛したまふこと、特に深厚なりければ、臣民たるものも、また其意を體し、よく其君に事へ、よく其親に事へ、上下心を一にして報國の大義を忘れず、以つて忠孝の二大道を全うし、善風美俗を濟せるは、我が國體の精靈華彩にして國民教育の大本として萬古に傳ふべきものなりと諭したまへるなり。

我が立國の初を稽ふるに、遠く神代の昔にあり、決して他國に於ける禪讓放伐の類にはあらざるなり。太古皇祖天照太神の、皇孫瓊々杵尊を下土に降臨せしめたまひしや、告げて宣はく、此葦原ノ瑞穂ノ國ハ、吾カ子孫ノ王タルヘキ地ナリ、宜シク汝皇孫就イテ治ムヘシ。行ケヤ、寶祚ノ隆ナルコト、天壤ト窮リナカルヘシ。と。又御

皇祖の大命

國體の基礎

手に寶鏡を取らせたまひ、授けて宣はく、吾カ子孫、此寶鏡ヲ視ルコト猶ホ吾ヲ視ルカ如クセヨ。と。是を以つて代々の皇子皇孫は、身を慎しみ民を愛し、威徳を布き、仁政を施して御訓を奉じたまはざるはなし。而して群臣兆民は、思へらく皇祖の胤にして然る後皇緒を繼ぐことを得べしと、父子相傳へて渝らず、一意忠を上、竭さんとするにあり。父子の恩は内に敦く、君臣の義は外に明に、忠孝爲本の道立ち、尊嚴なる國體の基礎、此に定めりといふべし。

思ふに我が國は、皇室ありて後に臣民あり、吾人は、悉くこれ皇室に忠良なりし臣民の子孫にして、互に同胞兄弟の誼あり。國は、全く皇室によりて草澤を開かれ、文

萬國無比の國體

化を布かれ、臣民は親に事ふる至情をもて君に事へ、君に竭す至情をもて國に竭し、上下翫然たる情誼の、固く結びて解けざるものあり、此に萬世一系、君國一體、君民一家、四海同胞、忠孝一致の國體をなすに至れり。かの諸外國に見る、國土の存亡、民心の集散、王室の興廢、殆んど常なきものと決して同日の談にあらざるなり。此等は吾人が世界に向つて大に誇りとする所にして、また道德の基礎教育の大本として、之を未來永遠に傳へざるべからざるものなり。

實踐道德の上方

凡そ實踐道德は、常に各國多少相異らざるを得ず、而してまた時の古今によりて、幾多の變遷なきこと能はず。故に吾人が行はんとする道德は、一面には、國家在來の美

新弊を競ふの害

徳を永遠に承繼し、他の一面に於いては、周圍に於ける各特長ある列國の徳風に鑑みて、其宜しき所を制せざるべからず。回顧は進歩と相待ち、顧みては進み、進みては顧みる所なかるべからず。今日は、封建孤立の時にあらずして、列國對峙の時なり、退きて國の安穩を頼むべきのみならず、進みて國の繁榮を計らざるべからず。されば吾人は忠孝の大道を守りて、國民道德の根本神髓とし、また大に其内容を擴充して一層光彩を放たんことを忘るべからず。若し然らずして其見、徒らに狹隘に失し、固陋に陥ることあれば、恐らくは宏遠なる聖旨に背くのみならず、また吾人が祖先の美風を顯彰するに足らざるべし。然りと雖も彼の新を競ふ極、或は道德上の本末主客を顧

みずして、我が萬古に傳ふべき崇高雄大なる徳風の美點までも損傷し剪裁して、遂に我が精神界を破壊するに終らんとするが如きは、大に戒めて之を慎まざるべからざるなり。

問題一、勅語第一段の聖旨を謹みて述べよ。

二、國家に對する思想の、我と諸外國との相違を來せし由來は如何。

三、昔時の忠孝と今日の忠孝とは、其道を異にすべきか、如何。若し異にすべきものなれば、如何なる方針を執つて進むべきものなるか。

第四課 勅語の第二段

爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己ヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以ツテ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

謹みて按ずるに、右は 勅語の第二段にして、陛下は、前段に於いて我が國體の精華とすべき所を示して、之をもて教育の大本とせよと諭したまひしが、此には進みて

勅語第二段大意

國民道德の條目とすべき所を掲げたまへるなり。己を修むる道、家族に對する道より、社會國家に對する道に至るまで、皆此中に備はらざるはなし。陛下は言を繼ぎて、よく此等の道を全うせるものは、皇室に對して忠良の臣民といふべきのみならず、又以つて爾祖先の遺風を顯はし彰はすに足りて、祖先にも此上なき孝行者といふべからんと、有がたき訓言を重ねたまへるなり。

それ人は其身體を保全し、智能を啓發し、徳器を涵養して、其獨立を全うし品位を高むると共に、家族社會國家の一分子として、重大なる責任を負ひて、之が現代に盡すのみならず、又悠遠なる過去を繼承して之を未來永遠に傳ふる覺悟無かるべからず。吾人は孤獨の生を送るもの

道德の條目

知行の關係

にあらずして、家族の一人として、家にありては、父たり子たり、兄弟たり、夫婦たり、社會にありては、住民たり、國家にありては、國民たり、君主に對しては、臣下たり。故に此等に對して其責任を全うせんとするは、人生の至情にして實に人の人たる所以の道なり。陛下は、道德の條目を此に明に掲げて、吾人の進むべき道を示したまへるなれば、よく之を奉じて、聖旨のある所を知り、其責任を全うせざるべからず。知らずして行はざるは愚に、知りて行はざるは惡なり。明察なる道德上の知は誠實なる道德上の行と相一致するに至れば、之を稱して賢者といふ。彼の偉人といひ、君子といふなどは、皆此賢者を讚美せる語なりとしるべし。

實踐上の順序

上に述べたるが如く、人には諸種の責任ありて、之を全うすべき諸種の道あり。吾人は、寸時も此等責任と相離るべからざるものにして、此等の道徳は、常に之を並び行ふべくして偏廢すべきものにあらず。されども之を行ふに當りては、自ら親疎本末の順序あるものなれば、よく時處位の如何を明にして、其道の前後を判定することをしらざるべからず。人は、雜然として前に並べる善を、一時に行ふこと能はざればなり。

時處位の別を明にすとは、たとへば昔時には昔時の道ありしなるべく、今時には今時の道あるべし、是れ時に相異あればなり。家庭にありては家庭の道あるべく、社會に立ちては社會の道あるべく、我が國に在りては我が國

偽善徒善悖徳

の道あるべく、他邦に出で、は他邦の道あるべし、是れ處に相異あればなり。其他、地位に應じ、職業に應じ、任務に應じ、智識に應じ、才能に應じて、其道自ら相異らざるを得ず、これ位に相異あればなり。故に道徳を行はんには、よく己が時處位の別を明にせざれば、たとひ其至情を致すと雖も之を善といふべからず。啻に己が時處位の別を明にするのみならず、家族たり社會たり國家たるものゝ上にも、また自ら時處位の別あることをも明にせざるべからず。

それかくの如し、故に至情より出でざる徳行は、之を偽善といひ、忠恕博愛公利の旨に叶はざる徳行は、之を徒善といひ、時處位の別を明にせざる徳行は、之を悖徳といふ。

偽善は陋むべく、徒善は笑ふべく、悖徳は斥くべし。

問題一、勅語の第二段の 聖旨を謹みて述べよ。

二、人は他と如何なる關係を以つて存在するものなるか。

三、古今の偉人君子が、其行を異にするものあるに拘らず、何故に人は等しく之を尊敬するか。

第五課 勅語の第三段

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

謹みて按ずるに、右は 勅語の第三段にして、前段に掲

勅語第三段大意

げさせたまへる道德の二大綱及び其條目は、皇祖 皇宗の御遺訓なれば、子孫臣民たるもの、俱に遵ひ守るべきものにて、諸外國とは、固より其道を異にするものありとはいへ、其精神に至りては、時の古今に通じ、國の内外に施しても、毫も謬悖せざる恒久普遍の大道とすべきものなりと、重ね々訓誨を垂れさせたまひ、且つ畏くも陛下は、臣民と心を同じうして、其徳を修めて純一ならしめ、以つて、祖宗の訓に報いんことを希望すと、御躬親ら率先して臣民を勸奨したまへるなり。嗚呼吾人は、日夜謹み畏みて 聖旨に答へ奉り、以つて忠孝の二大道を全うせざるべからず。

前にも述べたりしが如く、皇祖 皇宗の御遺訓と我

彼我
上根
異本
道的
的德

が立國の體制とは、自然に國民の至情を驅りて、よく忠孝爲本の道に向はしめ、此に萬國の道德史上に類例なき國徳を組織するを得たり。今之を西洋諸國に於ける道徳組織と比較するに、全然其基礎を異にせるものあるを見るべし。我が國の道德は常に差別的方面より、上下の恩誼を説いて之に盡すあらんとし、之に反して西洋諸國の道德は、常に平等的方面より、相互の權義を定めて之を重ずるあらんとす。我にありては、崇高なる一種の感情を根本とし、彼にありては、深刻なる一種の知識を基礎とするものゝ如し。故に家族的道德上、我は、上下の關係ある父子の恩愛を本として、一家は祖先より子孫に傳はるべき永久の意味を存して、家族の團結を固くし、彼は、左右

の關係ある夫婦の德義を重んじて、夫婦手を携へて到る處、すなはち一家を構成すと考へて、頗る個人思想に陥れるものゝ如し。また社會的道德上、我は君臣の恩義を本とし、彼は人民相互の權義を明にせんと欲するものゝ如し。此の如きは彼我立國の體制を異にせるより來れる自然の結果にして、吾人が修徳上大に察せざるべからざる所なり。徒らに彼の花を美として、我が根を損傷し剪裁するとあるべからず。我が一家と社會國家とは、實に此國民道德を磐石とこそ頼みて立てるなれ。これ陛下が皇祖皇宗の遺訓を掲げ、我が國道德の綱目を宣明して、懇篤なる訓諭を垂れさせたまへる所以なり。熟ら我が史上の事蹟を稽ふるに、我が國民は、其精神上

國民の調和的能力

に於いても將、また物質上に於いても、外來の事物をよく自家の腹中に投じて、之を消化し融和する所の卓越なる調和的能力に富めるものあるを見るなり。曾ては東洋の文明を會粹して、よく之を咀嚼し、よく之を消化し、見事に我が本來の特長を發揮したりき。我が精神界の淵源、已に遠くして根蒂の甚だ深きをしるべし。今や世界文明を會粹し、各種思想の高潮、前古其比を見ず。國民は又よく之を咀嚼し之を消化して、以つてわが本來の特長を益發揮し、これを世界に誇示する所なかるべからず。詔命燦然として前に懸り、吾人の向ふ所は一のみ、徒に道に迷ひて、世界の笑となることあるべからず。

今日の社會は、生存競争甚だ激烈なれば、人は各其性能

國家の特長を發揮せよ

の特長ある所を發揮するにあらざれば、殆んど一箇の獨立すら困難なるべし。何ぞよく他の爲めに盡すことを得といはんや。國家も亦然り。我が國民たるもの、深く思を此に致さざるべからず。

問題一、勅語第三段の 聖旨を謹みて述べよ。

二、今日の國民は、如何なる精神をもて道を修むれば 聖旨に叶ひ奉ることを得べきか。

三、勅語に、「威其徳を一にせよ」と仰せられたる御旨意を説き奉れ。

大正六年三月廿五日印刷
大正六年三月廿九日發行

教育勸語正義奧付

不許
複製

著作者 大江 文 城

發行者 京都市上京區寺町通二條南入

若林 茂一 郎

印刷者 京都市下京區北小路通新町西入

須磨 勘兵衛

印刷所 京都市下京區北小路通新町西入

弘文社

發行所

振替大阪六四一
口座東京三八四六番

京都市寺町通二條南入 電上二二五〇番
京都市寺町通御池北入 電上三七〇〇番

若林春和堂

全國有名書店

終

